

豊臣秀吉文書の概要について

三 鬼 清一郎

はじめに

- 一、発給文書の年次別検討
- 二、朱印状についての若干の考察
- 三、一族の発給文書の概観
- 四、添状の発給者について
- 五、奉行人組織の実態

付、いわゆる「五大老・五奉行」制について

おわりに

いる。何よりも、出典が示されていないので検索に不便である。その点、おなじ「天下人」である織田信長・徳川家康の発給文書が、ほぼ集大成されていることと著るしい対照をなしている。⁽¹⁾

秀吉やその一族が発給した文書は全国に散在しており、今となつては、現存するもののすべての所在等を確認し、網羅的に調査することは不可能に近いことである。しかし、何らかの形で手掛りとなるものが作成されなければ、新たな文書の発見や文書の重複・欠落などを確認することができず、研究をさらに発展させることに支障をきたすようと思われる。

私もこのことを念頭におきながら、及ばずながら文書の調査・収集につとめ、『文書目録』⁽²⁾を作成した。また、それをもとにして若干の考察を試みたこともある。⁽³⁾しかし、採録文書についての統計的処理を避けたこともあって全体像を提示することができず、分析として不十分であった。

小林清治氏の近著『秀吉権力の形成』⁽⁴⁾は、この問題についての研究水準を飛躍的に上昇させたといえよう。文書の網羅的な収集に基

いた周到な考察により、多くの未開拓の分野にメスが入れられ、貴重な事実が明かにされた。たとえば、秀吉の叙位任官の状況と書札の変化が一定の対応関係にあることを明示されたことは、今後の研究の進展に強い示唆を与えるものである。これまでの古文書学が見過して来た点に光があてられたことの意義は大きい⁽⁵⁾。氏の研究に觸発されて、具体的な成果も生まれようとしているが、これからも、あくまで史料に沈潜しながら論理を追求されている氏の姿勢に学んでいくことが必要であろう。

本稿では、秀吉およびその一族の発給文書の全体像をつかむための基礎作業として、これまでに整理した文書をもとに、その数量的な考察を行っていきたいと考えている⁽⁶⁾。

一、発給文書の年次別検討

表1のように、豊臣秀吉の発給文書のうち、現在までに確認でき

たものは約六千点である。たと

表1 確認済の秀吉文書

	点数
永禄8～天正10	414
天正11～天正20	3,089
文禄2～文禄5	871
慶長2～慶長3	265
	4,639
無年号(一般)	712
無年号(儀礼)	635
	1,347
複合文書	25
計	6,011

書については可能な限り年次の
書についても、秀吉の発給文書のうち、現在までに確認でき
たものは約六千点である。たと
えば天正十六年七月の刀狩令の
ように、同じ文書が複数ある場
合、それらを合せて一点として
いるから、実数はこれを上回る
であろう。宛所を異にする場合
は個別に数えている。無年号文
書についても、秀吉の発給文書のうち、現在までに確認でき
たものは約六千点である。たと
えば天正十六年七月の刀狩令の
ように、同じ文書が複数ある場
合、それらを合せて一点として
いるから、実数はこれを上回る
であろう。宛所を異にする場合
は個別に数えている。無年号文
書についても、秀吉の発給文書のうち、現在までに確認でき

表2 天正10年以前の秀吉文書

	点数	(連署状)
永禄8	1	0
9	0	0
10	0	0
11	1	1
12	11	6
13	13	2
	26	(9)
元龜2	9	2
3	7	3
4	15	8
	31	(13)
天正2	26	0
3	4	1
4	12	1
5	17	0
6	22	0
7	19	1
8	55	1
9	51	1
10	151	22
	357	(27)
計	414	(49)

推定を試みたが、それができないものが二割ほどある。初見は永禄八年十一月の「坪内文書」であるが、当初は木下藤吉郎を名乗り、すべて花押を据えている。天正十年までの秀吉は織田信長の奉行人であるから、その意をうけて発給した文書もある。当時は同輩格の武将である明智光秀、滝川一益、丹羽長秀、柴田勝家、中川秀政、和田惟政、池田恒興、堀直政、武井夕庵、明院良政などとの連署状もみられる。天正十年以前における発給状況は表2の通りである。同年十二月に柴田勝家との対決に備えるために美濃・近江地方に發せられた禁制は丹羽長秀との連署であるが、これを最後にして連署状は見られなくなり、基本的には秀吉が単独で発給している。名実ともに、信長の奉行人としての立場を脱したことを意味するであろう。なお、秀吉発給文書の特質の一つは、すべてが直状形式で、奉書形式の文書はみられないことである。この点、徳川家康の発給文

表3 天正11年以降の秀吉文書

豊臣秀吉文書の概要について(三鬼)

	点 数	(朱印状)	(知行状)	(添状有り)
天正11	274	0	79	8
12	305	106	22	28
13	378	263	118	79
14	228	129	35	54
15	309	158	52	83
16	188	121	50	41
17	197	171	47	49
18	561	499	92	111
19	233	208	34	38
20	416	379	9	197
	3,089	(2,034)	(538)	(688)
文禄 2	357	319	25	178
3	234	223	87	197
4	234	219	150	52
5	46	38	18	7
	871	(799)	(280)	(434)
慶長 2	122	123	13	48
3	143	143	44	52
	265	(266)	(57)	(100)
計	4,225	(3,099)	(875)	(1,222)

天正十一年以降の発給状況は表3の通りであるが、点数が大幅に増加していることが認められよう。天正十三年十一月に行われた畿内の寺社や公家衆に対する所領給付や、天正十八年四月の小田原後北条氏攻めの際に発せられた禁制など、同じ内容の文書が一斉に出されたときには、その傾向が顕著である。朝鮮出兵の折には、出陣中の武将に秀吉の指示が繰返して出されるから、文禄・慶長期の発

書と性格を異にしている。

給文書の過半はそれで占められている。

この時期における特徴点として、朱印の使用と御内書様式の文書の出現⁽⁹⁾がある。いずれも秀吉文書の性格を考えるうえで重要なことがらで、次項以下で改めて検討したいが、とくに後者の場合、添状を書いている武将は秀吉の直臣であり、それぞれの時点において政権の中枢にて政策決定に参画した人物が多いように思われる。これを系統的に分析すれば、権力構造を解明するための手掛りが得られる筈である。この点を将来における研究課題に据えながら、本稿では、できるだけ事実関係の提示につとめていきたい。

無年号文書については、年代比定ができないものについて表4に示した。なかには比定が可能と思われるものも含まれているが、『目録』作成の目的の一つは検索の便宜さにあると思い、あえてそのままにしてある。儀礼関係の問題を考える手掛けがつかめるかと思われる。

表4 無年号文書の内訳

	点 数	(添状有り)
甫	91	72
已	1	0
午	84	68
夕	16	14
端	6	5
七	12	12
盆	46	34
八	4	4
重	105	93
豕	365	(302)
音	270	230
信	712	200
般		
計	1,347	(732)

五節句をはじめとする季節の祝いに贈答が行われる慣行については、最近ではさまざまな分野で研究がすすめられているが、たんなる物品のやりとりではなく、これを通じて、

表5 初期の朱印状の内訳

年月	点数	うち朱印状	(署名・朱印)	(朱印のみ)
天正12. 1	9	0	0	0
2	3	0	0	0
3	39	7	7	0
4	57	22	18	4
5	24	11	11	0
6	30	4	3	1
7	34	12	9	3
8	15	6	5	1
9	28	15	13	2
10	26	15	15	0
11	19	14	12	2
12	4	1	1	0
—	17	0	0	0
	305	107	(94)	(13)
天正13. 1	15	15	13	2
2	10	7	6	1
3	44	15	12	3
4	33	22	19	3
5	26	24	18	6
6	25	13	12	1
7	34	18	8	10
8	12	10	1	9
閏8	42	27	4	23
9	35	28	0	28
10	16	13	3	10
11	79	64	0	64
12	6	6	3	3
—	1	0	0	0
	378	262	(99)	(163)

秀吉と配下の武将や公家・寺社などと、いかなる人間関係が形成されていたかを検討することが必要であろう。年次別の考察はできな
いが、時期としては年甫と歳暮に集中しており、上巳（三月三日）¹⁰は殆ど無いことが知られる。年次が確定できる文書はこの表から除
かれているが、全体の傾向に影響を及ぼしていない。なお、儀礼関
係文書の八割には添状がつけられている。

二、朱印状についての若干の考察

秀吉は天正十二年三月頃から朱印状を用いはじめ、年次を追うにつれてその数を増していった。表5では天正十二年と十三年の発給文書について月ごとに示したが、朱印状が出現する契機は小牧長久手の戦いにあるように思われる。当初は署名をしたうえで朱印を捺していたが、徐々にその傾向が薄れ、朱印のみで発給されるようになる。天正十四年からは署名のある秀吉朱印状は、特殊な場合を除いて殆ど見えなくなる。

天正十八年ころ迄は、小早川隆景・上杉景勝などの有力大名や、公家衆・門跡寺院など一定の身分のある者に対して、秀吉は判物で文書を発給していたが、それ以降では「公帖」のようなものでも朱印状で出されるようになり、判物は殆どみられなくなる。慶長元年十一月に山門の執行代に対して比叡山延暦寺の再興のために寺領を寄進した文書¹¹を除けば、花押を据えて出される文書は見当らない。書状形式のものでも、「てんか」「大かう」などと署名するだけである。

すべての文書を朱印状で出す秀吉文書は、信長や家康が発給するものと対照しても異様な感を抱かせるが、天正年間までは花押と朱印を組み合せた独自

の儀礼を編み出しており、敬称の字体にも使いわけがみられる^[12]。しかし、文禄四年八月の秀次事件の終結後に、尾張を中心とする関白領を收公して家臣や寺社に再配分した際には、もはやそのような配慮はみられず、朱印状で統一している^[13]。天下人としての地歩を固めたことの反映であろう。

三、一族の発給文書の概観

表6のように、秀吉と血縁または姻戚関係のある人物の発給文書

は八百点ほどある。過半は甥の秀次が発給したものであるが、秀次は関白でもあるから、天下人の発給文書として独自にその性格を考慮する必要がある。一般的にいえば、秀吉文書よりも尊大な様式となっている。

かなり早い時期から、秀次は判物と黒印状を併用していたが、天正十九年十二月の関白任官の前後から、自己の姓名を刻した朱印を

用いるようになる。その後は、

公帖のようなものを除いて、すべてが朱印状となっている。印章の形状は円型で、秀吉のものよりも大きい。

秀次の朱印状は秀吉のものを倣つたとみられ、自己的家臣に宛てた知行状などのほか、朝鮮

表6 一族の発給文書

	点数
秀	460
秀	137
秀	17
秀	9
秀	15
秀	53
秀	13
秀	7
秀	113
秀	824
次	
長	
勝	
勝	
保	
所	
君	
関	
頼	
小	
計	

出兵の折などには御内書様式の文書を多く発給している。添状については、駒井重勝、益庵宗甫、武藤長門守、西尾光教、白江成定などの直臣のほか、たとえば毛利氏や島津氏に対しても、石田三成、細川幽斎、黒田孝高など秀吉の直臣が名を連ねている場合もある。個々の武将と秀次との結びつきを検討することは、太閤と関白との権力関係を分析するうえで重要なことがらであろう。無年号のものが多いが、それを除けば、秀次の発給文書の七割ほどは、天正十九年と文禄二年に集中している。

異父弟にあたる秀長の発給文書は圧倒的に判物が多く、黒印状は寺社に対するものが散見される程度にすぎない。天正十三年の紀州攻めに関するものが多数を占めているが、天正十五年の九州攻めの際には、秀吉が発した禁制と重なりあう形で、みずからも中納言を名乗った禁制を出している。疋田就長などの直臣が添状をつけた文書もみられる。

実子の秀頼が発給した文書は黒印状が中心で、判物は殆どみられない。秀吉にならって、いわゆる御内書様式の文書もみられる。関白政権の正当な継承者であるという意識の反映であろう。添状の発給者は片桐旦元が五十通ほど、片桐貞隆が十通ほどで、片桐兄弟が九割以上を占めている。慶長十一年ごろから始まるが、無年号文書が多く、大坂陣の直前に出されたものを除いては、年代比定の手懸りがつかみにくい。

正室の北政所は、天正二十年三月に秀吉から大坂城周辺の地一万

石を給付され⁽¹⁵⁾、形のうえでは大名なみの扱いをうけている。朝鮮出兵に際しては、大坂城から肥前名護屋城への物資輸送を監督する立場にあり、自己の黒印状をもって赤間関・下関の舟奉行に具体的な指示を与えていた。それに師法印歎仲の添状がつけられている。寛永元年に没するが、発給文書の過半は秀吉死後のもので、高台院を名乗っている。

側室の淀君は、花押も黒印状も確認できず、すべてが書状形式である。原文書が知られているものは僅かで、江戸時代に編纂された

ものに採録されている文書については、史料批判を要するものも含まれている。大坂陣の直前のもののほかは、年代比定の手懸りがつかみにくい。

秀次の実父である三好常閑は、黒印状だけが知られており、判物はみられない。関白秀次が聚楽第で政務をとっている間、秀次領である尾張における事実上の支配者であった。発給文書はすべて尾張を対象としている。

信長の四男で秀吉の養子となつた秀勝（お次）は、天正八年から秀吉と連署して近江の各地に制札などを出している。殆どが判物で、丹波亀山城に封ぜられてからは家臣への知行宛行も行つていている。しかし天正十三年に十八才の若さで世を去るので、独自の文書様式を編み出すには至らなかつた。

秀次の弟で次秀勝の遺領を継いだ秀勝（小吉）は、判物・黒印状とともに知られている。甲州身延山へ出した文書もみられる。天正十

六年四月の後陽成天皇の聚楽第行幸に際して、起請文に連署している。

もう一人の秀次の弟である秀保も、判物と黒印状が知られているが、天正十九年八月に伊藤忠兵衛尉に与えた知行宛行状⁽¹⁶⁾には秀吉が朱印を捺している。秀長の家臣である疋田就長や羽田正親が添状をつけているものもある。

四、添状の発給者について

かつては秀吉自身が信長の発給文書に添えて書状を出していたが、やがて、みずからの文書に家臣の書状がつけられていく。「猶何某可申候也」といった文言があるとき、通常その者は文書発給者の側近武将であることが多い。なかには、書状を相手方に届ける使者が口上として述べることもあるので、その場合は文書としては存在しないし、使者が偶然的な事情で選ばれることもあるから、固定的にとらえることは避けなければならない。しかし、秀吉文書の添状発給者には、それぞれの時点で豊臣政権の中枢において政権を支えたとみられる人物の名がみられるので、一般的傾向としては認めてよいであろう。また、秀吉が寺社や公家衆、武将などに宛てて出す文書に、添状発給者と宛所となる人物との間に一定の関係が認められ、対象ごとに固定するといった傾向が確認される場合、その添状発給者は、秀吉との間を仲介する取次としての役割を果す人物と推定してよいであろう。このような点も、豊臣政権の性格や構造を明かに

するうえでの手掛りとなりうる。以下、年次を追って取上げていきたい。

多彩である。この時期を代表する奉行人であるが、以後は姿を消す。

安威五左衛門尉（摶津守）

A、天正十年まで
全体として添状をもつ秀吉発給文書は少いえ、奉行人として際立った人物も見あたらない。永禄十三年と元亀二年に小早川隆景にあてた文書に柳沢新右衛門が、天正五年の中国攻めに関する文書に山中鹿之助が仲立ちをしているのが目につく程度である。桑原次右衛門・神子田半右衛門などは、この直後に秀吉から追放されるので、奉行人として活動する期間は限られている。この時期は、秀吉自身が信長の奉行人としての地位にあつたから、考察の対象外としてよいであろう。

尾藤甚右衛門（知宣、左衛門尉）

天正十二～十六年にかけて活動し、十通以上の添状を書いている。金剛峯寺・誓田八幡などの寺社や、丹羽長秀・安井定次などの武将にあてている。安威はそののち朝鮮へも出陣しているが、秀吉の奉行人としての立場にあるのはこの時期に限られている。

B、天正十一～十四年
この時期の秀吉文書に添状がつけられることが多くなり、奉行人として活動する人物は、かなりの数にのぼる。この時期の秀吉は、大坂城を築いて畿内近国を掌握し、全国政権へ脱皮する体制をとつていた。

細井新介（中務少輔）
天正十二、十三年を中心活動し、二十通以上の添状を書いている。上京・下京や上林掃部など畿内の土豪、本能寺・本願寺・小賀茂など畿内の寺社、中川秀政・九鬼嘉隆など武将など宛所は

森壱岐守（毛利吉成）

天正十四～十六年にかけて活動した。吉川元春・吉川広家・小早川隆景・小早川秀包などに對して出された。黒田孝高との連署が多い。

森勘八（毛利高政）

天正十四年に吉川元長・立花宗茂（三通）などに出している。

いざれも森兵吉との連署である。

森兵吉（毛利兵橋）

天正十三～十六年にかけて、上記のほか、伊藤掃部助などに出している。

毛利一門の人物も、秀吉奉行人として九州大名などに對して添状を書くケースもみられる。

小早川左衛門佐（隆景）

天正十四年十一月から十五年九月という限られた期間に、立花宗茂（三通）・竜造寺政家にあてられている。竜造寺に對するものは黒田孝高との連署である。

安国寺惠瓊

天正十四～十六年にかけて奉行人として活動した。小早川・吉川など毛利一門に対するもののが、立花・竜造寺や時枝武蔵守・麻生次郎左衛門といった九州大名を中心に出されている。

秀吉は九州支配にあたって、毛利氏のもつ影響力を十分に計算に入れていたように思われる。黒田孝高・石田三成といった奉行人との連署状もあり、総数は十通を超えている。天正十三年と十五年に真田昌幸に對して出している。真田氏に對しては、その後は石田三成が取次の立場にあった。

加賀宰相（前田利家）

天正十七年以降にみられる。南部信直・利直父子や秋田実季など奥羽大名に限られている。秋田杉の畿内への搬漕など北国海運にかかわるものが多い。

上部越中守（貞永）

天正十三年の伊勢神宮の式年遷宮に關して、慶光院周養上人との連署で添状を出している。上部はこのほか、文禄三年に町野

島津義久

天正十七年と十八年に、天竜桃庵東堂との連署で琉球国王に宛

左近助との連署で伊勢の大湊や宇治などへも添状を書いている。のちの山田奉行の先駆的存在にみえる。

利休居士（千宗易）

天正十三年に松井友閑と連署して大友義統へ、十四年に単独で宗義調へ出している。この二点だけであるが、九州支配について果した役割は小さくないと思われる。

てている。この二通のみであるが、秀吉の外交政策にかかわったことになる。

長岡兵部大輔（細川藤孝、幽斎玄旨、二位法印）

天正十五年の九州攻めののち、島津氏への取次のような立場になると。石田三成・長谷川守知との連署で島津義久（二通）へ、石田との連署で島津義弘（二通）へ添状を出している。また、文禄三年四月の近衛信尹の薩摩配流について、高橋元種らの九州大名に伝える秀吉朱印状の添状も書いている。十通未満ではあるが、その役割は明白である。

戸田民部少輔（勝隆）

天正十六年の長崎収公に際して、長崎惣中と加藤清正（二通）に対し、浅野長政との連署で、また単独で竜造寺政家（二通）へ出している。全体で十通未満である。

孝蔵王（秀吉の侍女、尼）

天正十八年以降、喜連川頼純の女で秀吉の側室となる古河姫君に対してなど。全体で二十通以上あるうち、女性に対するものが多い。

会津少将（蒲生氏郷）

天正十九年に井伊直政（二通）にあてたものや、年次不明であるが津軽為信にあてたものがある。点数は僅かであるが、会津移封ののち東国政策にかかわっていたと思われる。なお、天正十一年に忠左衛門を名乗っていた時期に、宛所は不明だが一通

あるようである。

大和大納言（羽柴秀長）

天正十五年に長宗我部宮内少輔（盛親）あてに三通出されている。仙石秀久の所領没収にともなう四国大名の動搖を抑えるためのものである。

中江一藏（式部大輔）

天正十五年に八幡町の町人（二通）、無年号であるが長命寺など近江の寺社へ。

天徳寺（佐野房綱）

天正十七年末に小田原攻めに備え、石田三成と連署して佐竹一族へ三通出している。東国大名と連携するためであろう。

杉原伯耆守（長房）

天正十八年の小田原攻めに際して京都の上京惣中・下京惣中へ。

山口玄蕃頭（正弘）

天正十九年に前田玄以と連署して堀尾帶刀らに對して。なお山口は、文禄二年六月に大友義統の改易を九州大名の留守居中に伝える文書（六通）の添状も書いている。

木食上人（興山応其）

天正十九年と二十年に、金剛峯寺惣中へ出している。うち一通は早川長政・片桐旦元との連署である。

早川主馬首（長政）

天正十九年に上記の木食上人への連署状を出すほか、二十年三月の朝鮮出兵に際して出された秀吉朱印状（五通）の添状も書いている。

このほかにも、石川光政・石川光重・稻田兵蔵・梶原弥介など多くの名がみられるが、事例となるものが僅かであるため、一般的な傾向を知りえないことは残念である。

D、天正二十年（文禄三年）

発給文書の大部は朝鮮出兵に関するものである。在陣中の武将に指令を伝えるため、一時に同じ内容のものが複数出されることがある。

石田三成・増田長盛らの奉行人が主として添状を出してるので、この時期にはじめて登場する者は僅かであるが、寺沢広高のようないくつかの武将も顔をみせる。

藤堂佐渡守（高虎）

天正二十年七月に五通の連署状を出している。ほかに、文禄三年に豊臣秀保にあてたものが一通ある。

熊谷半次（直盛）・垣見弥五郎（一直）

天正二十年十一月に両人の連署状として、秀吉が明年三月に朝鮮に渡海する予定であることを伝える内容のものが二十四通出されている。なお、熊谷は文禄二年に松浦道可（隆信）へ、垣見も同年に藤堂高虎へ添状を出している。

熊谷半次・水野久右衛門

文禄二年五月、朝鮮在陣の武将へその労をねぎらうため、二十四通の連署状が出されている。

美濃部四郎三郎・山城小才次

在陣見舞として派遣された兩人が、十六通の連署状を出している。

福島左衛門大夫（正則）

番替として派遣された文禄三年二月、秀吉朱印状に添えた添状が十通残されている。

E、文禄四（慶長三年）

秀次事件を経て、豊臣政権は専制の度合いを強めて来た時期にある。やはり朝鮮出兵に関するものが多い。なお、秀次事件の結末を朝鮮在陣中の武将に伝える文書の添状は石田三成らが書いており、この時期に登場する武将の数は少い。前項と同様に、秀吉朱印状を携えて渡海した馬廻クラスの家臣が中心となっている。

毛利豊前守（吉政）・平野新八郎

長年にわたる在陣武将の労をねぎらうため、文禄四年正月に十二通の連署状が出されている。

松井藤介・竹中貞右衛門

第二次の朝鮮出兵にあたる慶長二年七月、災天下に渡海した武將の労をねぎらうため、十五通の連署状が出されている。

この時期に発生した大きな事件に、文禄四年一月の蒲生氏郷の死による政治的動搖があげられる。これに際して出された秀吉朱印状の添状は徳川家康と前田利家が連署しており、事態を深刻にうけとめる豊臣政権の姿勢がうかがわれる。このほかに一点（同一内容のものが三通）、前田玄以と浅野長政を加えた四人が連署したものがある。いわゆる「年寄衆」「奉行衆」による合議の先駆的な形態とみなすこともできよう。

慶長三年八月に秀吉は世を去るが、それを秘して朝鮮から撤兵するため、十通ほどの朱印状が確認されている。これには「奉行衆・年寄共」の連署となっている。

五、奉行人組織の実態

いわゆる五大老・五奉行制については、これが豊臣政権内部に恒常に設置された機関ではなく、秀吉の死の直前に、幼少の嗣子秀頼を盛り立てて体制の維持をはかる目的で設置されたということは、いまや周知の事実となっている。しかしながら、政権の展開過程におけるそれぞれの事点で、いかなる集団がそれを支えていたかについては、必ずしも明白ではない。かつての通説の残影が今もつて研究の進展に影響を与えているようにも思える。したがって、迂遠な方法であっても、基本史料のなかから奉行人組織の実態を検出する作業を行うことが必要となる。前項では、政権の展開過程を五段階に分け、それぞれの時期に発場する武将をとりあげた。添状が対象

とする寺社などと発給者との対応関係は希薄で、いわば混然とした状態にあるということが、事態をよく説明しているかのように見える。

ここでは、豊臣政権が体制的に確立する天正十年代のはじめから、その後の全過程を通じて奉行人として活躍し、権力の中枢と深くかかわりをもつていた武将や、活躍する時期は限られていても、奉行人としての立場でこれに準ずる役割を果したと思われる武将を十七人選び、個別に検討していきたい。便宜上、これを三つのグループに分けて類型化を試みてみる。

A、いわゆる「五奉行」衆

この五名が制度的に結びつくのは慶長三年七月ごろで、それ以前における政務の処理は、その折々に選ばれた武将達によつて行われていたが、いわゆる五奉行衆は、当初からこのメンバーに加わっていた。

前田玄以（民部卿法印、徳善院）

天正十一年七月に伏見の船津村に出したものを初見として、上京中、泉涌寺、賀茂社家中、本願寺新門跡など畿内近国の寺社や町・郷に対して添状が出されている。しかし、天正二十年を境にして、玄以が単独で添状を書くことはなくなり、以後は他の奉行人との連署となっている。発給点数として知られているものは九十通ほどで、他の奉行人と比較すれば、決して多くは

ない⁽¹⁸⁾。

石田三成（左吉、治部少輔）

天正十三年四月に増田長盛との連署で本願寺にあてたものを初見として、各年次にわたって継続して出されている。たとえば天正十五年には島津氏など九州大名を対象とするものを多く発給するなど、それぞれの時点における政治の中心課題と深く結びついていたことが知られよう。発給された添状は二百七十通ほどで、このグループ内では最も多い数字である。

特記すべきことがらは、石田と増田長盛との連署、あるいはこの兩人に長束正家など他の奉行人を加えた連署状が百三十通ほどあり、石田の添状の過半を占めていることである。重要な政務は、石田と増田を中心に処理されていたように思われる。この連署状の初見は天正十四年五月の東国情勢に関するもので、最後は慶長三年正月の蔚山築城戦における秀吉の指令である。増田長盛（仁右衛門、右衛門尉）

初見文書には石田三成と同じで、その後の軌跡もほぼ一致している。発給文書として確認されるものは二百六十通ほどで、両者と共に通する面が多い。ただ、石田が島津氏など九州大名と深く結びついているのに対し、増田は上杉景勝をはじめとする東国大名とのつながりが強いように思われる。

長束正家（新三郎、大蔵大輔）

初見は天正十三年八月に泉涌寺にあてたもので、二百二十通ほ

どが知られている。内容は石田・増田とほぼ同様で、単独で発給することも多い。連署の場合、木下吉隆と組む場合が比較的多いように思われる。

浅野長政（長吉、彈正少弼）

初見は天正十六年正月に立花宗茂らに對して出したものと思われ、百四十通ほどが知られている。武将あてに単独の添状として発給されることが多く、寺社あての文書は比較的少い。文禄四年二月の蒲生氏郷の死に関する問題にタッチして間もなく失脚し、しばらくの間は名前が消える。慶長二年九月の連署添状で復活するが、それ以後は文書のうえでは目立った動きをみせない。

なお、実子の浅野幸長（左京大夫）も、天正十九年八月に木下吉隆との連署で伊達政宗への添状を書いている。⁽¹⁹⁾ これは、本来ならば長政が添状を書くべきところ、陸奥で発生した九戸政実の反乱を鎮圧するために、長政が先陣を命じられたことによる。幸長が添状発給に関与するのはこのときだけで、以後は殆どその任にあたっていない。

B、城主クラスの大名（五人）

蜂須賀正勝（小六）

秀吉から近江長浜で所領を与えられた直後の天正元年九月、大徳寺にあてた秀吉判物に添状をつけており、非常に早い時期に

奉行人としての名が知られる。天正十一年から十三年にかけて毛利氏との交渉に活躍し、黒田孝高と連署して小早川隆景などに書を送っている。添状として確認できるのは十通ほどである。実子の阿波守家政（彦右衛門）は、政勝が死ぬ天正十四年頃に、吉川広家に対する三通の秀吉文書に添状を書いている。しかし、奉行人としての活動はこの時に限られ、以後は全く姿をみせていない。

黒田孝高（官兵衛、勘解由、如水）

蜂須賀政勝との連署で名を現すのは天正十一年十月であるが、政勝の死後は独立した奉行人となる。天正十四年における活躍はめざましく、立花宗茂に対するものをはじめ二十通以上の添状を書いている。その後も吉川・小早川氏など毛利一族や、立花・竜造寺・筑紫氏など九州大名にあって、全体で八十通ほどが確認されている。最後まで奉行人としての立場にあった武将ということができるよう。

小西行長（弥九郎、摂津守）

天正十三年十月を初見として、十五年ころまで奉行人として活動した。添状は二十通ほどが知られている。主として対象とするのは九州大名で、宗義調・義智父子との交渉にかかるものが多い。のちに小西は、宗氏とともに朝鮮との交渉の任にあたっているが、その後においては奉行人の立場を離れたとみられ、添状に時折その名が記される程度となっている。

大谷吉繼（紀介、刑部少輔）

天正十二年九月に近江の惣持寺にあてたものを初見として、七十通ほどが知られている。そのうち四十通ほどは石田三成・増田長盛との連署で、政権の中枢にいたことが推測される。天正二十年六月、大谷は石田・増田とともに朝鮮に渡海し、秀吉の命をうけて朝鮮全土を直轄領とするための施策をすすめている。

富田一白（半右衛門、左近將監）

天正十三年正月に中川秀政にあてたものを初見として、三十通ほどが知られている。伊達政宗など大名にあてたものが多い。徳川家康にあてたものが三通、榎原康政にあてたものが四通あり、徳川方とのつなぎ役を果していたようにみえる。また、亀井茲矩を「台州守」と呼んでいる文書も二通ある。

C、奉行人としての立場にあるもの（七人）

木下吉隆（半介、大膳大夫）

天正十三年九月、一柳市介にあてたものを初見として、その後も多くの添状を発給している。確認できたものだけでも三百十通ほどあり、群を抜いて多い数字である。文禄四年の秀次事件に連座して失脚するが、もしもその後も健在であったならば、さらに数字は増えたであろう。朝鮮出兵の時期においても、主として内政面を担当していたようである。豊臣政権における奉行人組織の中心人物とみなしてよいと思われる。

山中長俊（橋内、山城守）

初見は天正十五年五月に南禅寺にあてたもので、木下より少し遅れるが、活動内容は共通している。添状のある文書は百八十通ほどが知られている。秀次事件との関与については不明であるが、この事件ののち奉行人としての立場から離れたようで、文禄五年閏七月に秋田実季にあてた一通を最後に、添状はみられなくなる。

施薬院（全宗）

初見は天正十三年四月の遍照院にあてたもので、僧侶出身のためか寺院を対象とするものが多い。文禄二年正月に浅野長政・山中長俊との連署で、朝鮮在陣中の武将へ書を送っているが、その頃から発給文書の数は少くなり、文禄五年に没している。全体で六十通ほどが知られている。

石田正澄（弥三、木工頭）

天正十三年閏八月に竹生嶋惣中にあてたものが初見で、四十通ほどが知られている。九州大名に対する添状も出しているが、実弟の石田三成と連署した文書は皆無である。三成の不在中に奉行人としての政務に参画したものと思われる。

片桐旦元（助作、東市正）

天正十三年正月に鶴寺にあてたものが初見で、十通ほどが知られている。その殆どは寺社関係である。

片桐貞隆（加兵衛、主膳正）

初見は兄よりも早く、天正十二年四月の鶴寺にあてたものである。内容もほぼ同じで、十通ほどが知られている。兩人の連署状はみられない。

寺沢広高（正成、志摩守）

奉行人として発場するのは文禄元年十二月の吉川広家の留守居にあてたもで、浅野長政など五人の連署となっている。翌年正月にも同じメンバーで大村喜前の留守居中にあてた添状に加わるなど、正規の構成メンバーとなっている。単独で島津義弘・鍋島直茂らに発給することもあり、総数は二十通以上にのぼる。

以上、秀吉文書の添状発給者を洗い出すことにより奉行人組織の復元を試みた。さらに細目にわたる分析を行わなければ奉行人組織のものを解明するには至らないが、秀吉文書の全容を示すという本稿の目的を超えた課題であるので、ここでは概観するにとどめ、別稿を期したい。ここから浮かび上ってくる像は、一つは石田・増田を軸に、長束・大谷などを加えたグループ、他の一つは、木下吉隆・山中長俊を軸にしたグループ、さらに黒田孝高など大名クラスといった幾つかのグループが、重層的な関係で結びついていたようと思われる。これは政権が完成した形をとる天正末年ごろを想定したものであるが、それぞれの時点で異った組合せをとることは当然であろう。

付、いわゆる「五大老・五奉行」制について

この件に関しては、これまで確乎とした定説が存在していた。五大老は文禄四年八月に制定された「御捷・御捷追加」に連署している徳川家康以下の六人の年寄（宿老）衆で構成された豊臣政権の最高の意志決定機関で、小早川隆景が死ぬ慶長二年六月以降に、この名称が定着したとされる。五奉行は慶長三年七月ごろに、秀吉の死後も嗣子秀頼を中心として政権の承継を保証するために設けられた執行機関とされる。²¹⁾両者は秀吉の枕辺で誓紙を取り交しており、秀吉の遺言状では「五人のしゆ（衆）、五人の物（者）」、あるいは「御奉行衆、年寄共」と呼ばれていた。²²⁾

阿部勝則氏は、関連する史料を精査して分析したうえで、通説的な解釈について疑義を提出した。²³⁾そして、これまで「五奉行」と呼ばれて来た石田三成・浅野長政らは、秀吉と緊密な主従関係で繋がれている豊臣家の年寄であり、「五大老」といわれる徳川家康・前田利家などは、秀吉の死後に主従制的支配権を継承する国政レベルで位置づけられた権力の執行機関としての奉行衆であるという解釈を示した。つまり、これまでの理解を逆にすることによって、豊臣政権の権力構造を分析する新たな方法を確立しようとしたのである。

氏の論証手続きは緻密であり、出された結論も十分に説得的である。この点は、すでに中村孝也氏によって指摘されていたことも事実である。しかし中村氏は、これを単純な誤記とみなして、通説どおりに訂正するにとどめたため、それがもつ意味を深く追求することなく、誰もが見過して来たといえよう。この点についての注意を喚起し、大胆に自説を提示した阿部氏の論文は、研究史のうえで高く評価されるべきであろう。学界の一部に、これを中村氏によって紹介済みの問題としてことさらに軽視したり、意識的に無視するような風潮があるとすれば残念なことである。

しかし、これまでの通説がどのような社会条件のなかで生み出され、なぜこれまでの間、さしたる批判をうけることなく生き続けて来たかについては、別個に検討する必要がある。通説が成立するような必然性は全く無いものであるかどうかについても確かめなければならない。この点をあいまいにしたうえで、ただ「五大老・五奉行」の語を使うことをやめたり、両者を入れ替えて使用するだけでは問題の解決にはならないであろう。

当時の史料のなかにも、通説を支えるようなものも存在する。²⁴⁾一奉行共五人之内、徳善院・長束大兩人ハ一番ニして、残三人之内壱人宛、伏見城留守居之事

内府惣様御留守居之事

一大坂城右奉行共内式人宛留守居之事

この文書では、徳善院（前田玄以）と長束正家（大蔵大輔）は「奉行共五人之内」に含められており、彼ら五人が交替で伏見城・大坂城に詰め、徳川家康は伏見城の留守居として常駐し、政務をつかさどることになっていた。つまり、多くの史料では「年寄共」と

呼ばれている前田玄以らは、ここでは「奉行共」と呼ばれている。

奉行とは一般に、主人の命令を「奉」り、ことを執り「行」うことであるから、どの政権にも存在している。室町幕府では、將軍側近で実務を担当する官僚的性格の強い右筆衆が「奉行人連署奉書」を作成した。江戸幕府では「老中連署奉書」がそれにあるが、老中制が成立する寛永期までは「年寄」と呼ばれる「奉行」でもあったのである。年寄と奉行とは、同じ対象を異った側面からとらえるにすぎないから、その違いについては意識されずに混用されていた時期があつたと思われる。とするならば、用語のみに拘泥することなく、実態をさらに追求することが必要であろう。

文禄四年二月、蒲生氏郷の死に際して出された秀吉朱印状²⁶に、徳川家康・前田利家と浅野長政・前田玄以の四人が揃って添状を書いている。いずれも豊臣政権の奉行人であり、重要な政策事項には「奉行」と「年寄」が一致して対処していたことが知られる。それと同時に、五人ずつに分けられた集団はそれぞれに、どの名称を冠するかはともかく、明かに機能を異にするグループであったことも事実である。

おわりに

本稿は、豊臣秀吉およびその一族が発給した文書の内容を総体として把握することを目的として、現時点で整理したものを数量的に明かにし、幾つかの点について研究上の見通しを提示した。もと

より中間報告であり、さらに未整理文書をも加えて精度の高い分析を期さなければならない。

私がこのような作業を行うことの意図などについては既に述べたことがあるが²⁷、近い将来、同学の人々とともに『豊臣秀吉文書』を編纂することにある。史料集の編纂には種々の困難を伴い、長期にわたる地道な作業を必要としている。何よりも、どのような形で刊行するかを含めて、基本的なことがらから考えていかなければならぬ。史料そのものは歴史的に形成されてきた公共的な遺産であるから、それをどのように取扱うかは、研究者を含めてひろくこの問題に関心をもつ人々の合意を必要とするであろう。眞の意味での共同作業が求められている。いま私はその具体的方法について模索している。

一五九八年（慶長三年）は豊臣秀吉の没年であるが、今年は奇しくもその四百年目にあたる。偶然的なことではあるが、これを一つの契機として一步さきへ踏み出すことを考えるべきかもしれない。「史料集はいかにあるべきか」について、多くの方々の御教示をいただければと思っている。

注

(1) ちなみに、他の一人の「天下人」が発給した文書の採録状況は次の通りである。

奥野高広『織田信長文書の研究』上巻、下巻、補遺・索引の三冊

- (吉川弘文館 一九六九、七〇、八八年) 一三八二点。
- 中村孝也『徳川家康文書の研究』上巻、中巻、下巻之一、下巻之二、
拾遺集の五冊（日本学術振興会 一九五八、五九、六〇、
六一、七一年）三一〇三点。
- 徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』（徳川黎明会 一九八一年）
五一六点。
- (2) 『豊臣秀吉文書目録』（名古屋大学文学部、一九八九年三月）
- 『豊臣秀吉文書目録・補遺I』（名古屋大学文学部、一九九六年三月）
- (3) 披稿「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」正、続（名古屋大学文学
部研究論集・史学34、35 一九八三年三月、八四年三月）
- (4) 小林清治『秀吉権力の形成』（東京大学出版会、一九九四年十一月）
- (5) この点についての私の考えは、「歴史学研究」六九八号（一九九七年六月）に書評の形で述べてある。
- (6) 最近の成果として次のものがある。
- 堀 新「豊臣政権と上杉氏—秀吉文書の様式の検討から—」（『早
稲田大学大学院文学研究科研究紀要』別冊△哲学・史学
編▽十八号、一九九二年二月）
- 堀 新「秀吉文書と書札礼—中川・立花氏宛の場合—」（『戦国史
研究』二十三号、一九九二年二月）
- (7) 対象を注2に掲載した文書に限り、それ以外のものについては觸れ
ていない。未整理文書については、いずれ『文書目録』の補遺IIと
して公表する予定である。
- (8) 同じ「坪内文書」に八月二十三日の判物写があり、『目録』ではこ
れを永禄八年と推定したが、小林清治氏の御教示により元龜年間の
ものと改めた。
- (9) この点については注3で述べているが、從来からの古文書学上の定
義についても見直す必要があるようと思われる。最近の成果である
高橋修氏の所説に賛意を表したい。
- (10) 五節句の定義に従えば、表4における年甫は人日＝正月七日とすべ
きであるが、文書のなかで多用されている語を用いている。「音信」
の項目は節季に關係しない一般的な贈答であるが、陣中見舞などは
年代比定が可能なものが多い。その場合は該当する年次のなかに含
めた。
- (11) 延暦寺文書四、滋賀院文書（いざれも東大史料編纂所・影写本）、
ただし原文書は伝わっていない。
注3参照。
- (12) 文禄四年八月に発給された秀吉朱印状は五十点ほどが知られている
が、関白秀次の領国であった尾張国内については、武将に宛てたもの
は原文書が伝わっていることが多いが、寺社には原文書は残され
ず、写しがあるだけである。それは、一八七二年（明治五）四月に
名古屋県の社寺掛に貸し出されたままになつてゐるからである。地
租改正の準備のために、寺社領の石高を調査するために行われたもの
と思われる。正保年間における概高制の施行によって太閤検地帳
などが尾張藩に収公されたとされる事件とあわせて、この地域にお
ける史料の伝来については、いろいろ考え方をさせられる問題があ
るに思われる。
- (13) 太閤と関白との権力関係については多くの面から論じられているが、
最近における成果に、中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
（校倉書房、一九九六年四月）がある。教えられことが多いが、
私見については、「日本歴史」五九二号（一九九七年九月）に書評
の形で述べてある。
- (14) 足守藩木下家文書（山陽新聞社編『ねねと木下家文書』、一九八二
年十一月）

(17) 平松雪夫氏所蔵文書。播磨良紀「豊臣期紀州に関する一つの史料」

(「和歌山地方史研究」二十三号、一九八五年十二月) 参照。

(18) 添状の発給点数は、たとえば連署状として一度に数十通も出される

こともあるから、それに名を連ねるだけで飛躍的に増加する。奉

行人としての活動の質的側面が発給文書の数に反映するとは限らず、

数値の差は一つの目安にすぎないことは当然であるが、参考までに

掲げておく。

(19) 別本伊達文書(一)(東大史料編纂所・影写本)

(20) 香取文書(同右)

(21) 桑田忠親「豊臣氏の五奉行制度に関する考察」(「史学雑誌」四十六

卷九号、一九三五年九月) をはじめ、最近にいたる迄の多くの研究書に記されている。

(22) 『毛利家文書』(三)、九六〇号、その他。

(23) 阿部勝則「豊臣五大老・五奉行についての一考察」(「史苑」四十九

卷二号、一九八九年九月)

(24) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、(日本学術振興会、一九五

九年三月) 三〇八頁、その他。

(25) 宮部文書(東大史料編纂所・影写本) 所収、(慶長三年) 八月五日

付の「覚」、全五ヶ条のうちの第三、四条。

(26) 会津旧事雜考(八)(東大史料編纂所・影写本)、その他。

(27) 抽稿「豊臣秀吉文書」のあるべき姿を求めて」(「国史学」一四五
号、一九九一年十一月)